

(手数料)

第30条 手数料は、次の区分により徴収する。

区分	金額
設計手数料	設計金額の100分の5（その額が100円に満たないときは100円）
設計審査手数料	給水装置工事（取出工事を除く。） 1件につき 5,000円 取出工事1件につき 2,000円
証明手数料	1件につき 300円
指定給水装置工事業者指定又は更新手数料	1件につき 10,000円

2 前項の手数料は、申請書提出の際徴収する。

(平10条例6・平10条例31・25年30号)

(加入金)

第31条 給水装置を新設する場合又はメーター口径を大きいものに変更する場合は、基本工事加入金（以下「加入金」という。）として、メーター口径に応じて、次の表に掲げる額を徴収する。ただし、メーター口径を大きいものに変更する場合は、変更前の加入金と変更後の加入金との差額を徴収する。

口径区分	金額
13ミリメートル	33,000円
20ミリメートル	77,000円
25ミリメートル	121,000円
40ミリメートル	308,000円
50ミリメートル	495,000円
75ミリメートル	1,100,000円
100ミリメートル	1,958,000円
150ミリメートル	4,400,000円
150ミリメートルを超える	管理者が別に定める。

2 加入金は、給水装置工事申込みの際徴収する。

(平9条例4・平10条例6・平10条例31・平16条例2・25年30号・令元条例2)